

圏域版「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」医療機関リストの
記載内容変更に伴う対応について

1 現状について

- ・圏域版医療機関リストの更新は原則年1回としており、豊能地域救急メディカルコントロール協議会で承認した後、豊能保健医療協議会（毎年1～2月頃）にて承認され、完成となります。
- ・上記以外のタイミングに、医療機関からリストの記載内容変更の申し出があった際には、変更の都度、各協議会の開催が困難であることから、原則年1回の更新までお待ちいただいている状況でした。
- ・令和5年1月20日大阪府医療対策課から、医療機関リストの記載内容に変更が生じた場合の取扱いについて各圏域で検討するようとの通知が出されました。

(医対第2821号大阪府健康医療部保健医療室長通知)

【通知の趣旨】当該リストの記載内容の変更等については、二次医療圏に設置されている保健医療協議会の承認が必要であるが、変更の都度、同協議会を開催することが困難であると想定されることから、各圏域で負担のないやり方を検討すること

2 今後の豊能圏域における対応について

年度途中での医療機関リストの内容変更については、MC協議会会長の承認をもって、変更内容が承認されたものとします。

【年度途中における医療機関リストの記載内容変更の流れ】

- (1) 医療機関は「変更届」を管轄保健所に提出。
- (2) 受領保健所から、MC協議会事務局保健所に送付。
- (3) MC協議会事務局保健所で、変更内容の確認。
- (4) MC協議会 会長に提出し、変更内容について承認の可否の判断を依頼。
- (5) 管轄保健所を通して、承認の可否を当該医療機関に報告。
- (6) 医療機関リストが変更された際には、各関係部局に更新した医療機関リストを報告。

※ なお、年1回の一斉更新については、従来通りMC協議会で承認した後、保健医療協議会の承認を持って完成とする。